

高松市農道台帳作成業務委託 特記仕様書

第1章 業務目的及び概要

第1条 業務目的

令和7年度高松市農道台帳作成業務委託は、土地改良事業等により造成された道路「以下（農道という）」の適正な管理及び改良に資するため、農道台帳（調書及び平面図をもって構成）を作成するものである。

第2条 業務概要

本業務の概要は下記のとおりとする。

1. 業務名 令和7年度高松市農道台帳作成業務委託
2. 業務場所及び数量 高松市男木町 外1町 地内

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 農道台帳平面図（現況平面図）作成 | 0.902 km |
| (2) 測定基図（台帳平面図）作成 | 0.902 km |
| (3) 農道台帳調書作成 | 0.902 km |
| (4) 農道網図修正 | 4路線 |

第2章 総 則

第3条 適用

本業務は、特記仕様書によるほか、下記の関係法令及び規程に基づいて調査職員の指示のもとで誠実に履行するものとする。

- (1) 測量法
- (2) 農林水産省構造改善局「農道台帳作成要領」
- (3) 道路法及び道路法施行規則
- (4) 土地改良法
- (5) 高松市公共測量作業規定
- (6) その他関係法令、諸規定

第4条 疑義

受注者は、本業務実施中、常に調査職員と密接な連絡をとり、本特記仕様書に明記なき事項又は疑義を生じた場合は、その都度協議し調査職員の指示に従うものとする。

第5条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

第6条 再委託の禁止

受注者は、本業務の一部又は全部を再委託してはならない。

ただし、調査職員にあらかじめ承諾を得たものについては、この限りではない。

第7条 配置技術者

本業務の実施に際して、本業務の意図及び目的を十分に理解し、技術面の管理を行うために必要な専門知識と十分な業務経験を有した技術者を定めるものとする。

技術者は、発注者の指示に従い、業務遂行に関する一切の事項を処理することとし、また、農道台帳作成業務の豊富な実績を有し、測量法に登録された測量士の有資格者とする。

第8条 業務工程の管理

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

業務履行中、作業工程に変更が生じた場合は、調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

第9条 業務の範囲

本業務には、関係機関との協議及び発注者が指示する検討書等の作成を含むものとする。

第10条 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

第11条 業務の完了

本業務は、全ての提出書類を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

第12条 補則

1. 納入後、成果品に不備が認められた場合は、速やかにこれを訂正し、発注者が指定する期日までに納入すること。なお、これに要する費用は受注者が負担すること。
2. 調査地点附近の住居又は事業所には、事前に内容を説明し、関係者の承諾を得ておくこと。
3. 交通に支障が生じないように配慮するとともに、交通事故等に注意して業務を実施すること。

第3章 業務内容

第13条 作業基本条件

本測量の路線の位置は、別添図面のとおりであり、詳細については、調査職員の指示によるものとする。なお、農道台帳内の日付は西暦とする。

- | | |
|-------------|--------------------|
| (1) 農道台帳平面図 | 縮 尺 1/1,000 |
| (現況平面図) | 範 囲 道路縁より左右約 20m程度 |
| (2) 測定基図 | 縮 尺 1/1,000 |
| (台帳平面図) | 範 囲 道路縁より左右約 20m程度 |
| (3) 農道台帳調書 | 調書作成に必要な資料等は貸与する。 |
| (4) 農道網図修正 | |

第14条 農道台帳平面図（現況平面図）作成

農道台帳平面図（現況平面図）の作成は次のとおりとする。

(1) 現地調査

作成対象の路線について、農道台帳図記載の下記項目について現地調査を行うものとする。

- ① 農道の起終点付近及び幅員（全幅員）が 0.5m以上変化する箇所毎に全幅員及び車道幅員を測定するとともに、主要な部分については、標準断面図を作成するものとする。
- ② 路面の種類、舗装幅員
- ③ 橋梁、トンネル、踏切の構造、形式、幅員、延長等
- ④ 自動車交通不能区間
- ⑤ 農道の主要な附属物等（駐車場、待避所、歩道橋、大規模な防護施設及び横断暗渠等）
- ⑥ 農道敷地の境界杭（但し、現地において判明分）
- ⑦ 農道下に埋設されている大規模な用排水路等の土地改良施設又は、下水道等の名称及び種類、構造、規格等
- ⑧ その他農道管理に必要な主要な施設で監督職員が指示するもの。

(2) 数値図化

数値図化は、現地調査結果資料等に基づき、航空写真測量成果（最新）を使用し、数値図化機により地物・地形等の地図データを取得するものとする。

(3) 数値編集

数値編集は数値図化により取得した各データを数値編集装置により、現地調査結果資料等を参考に図式に従い編集を行い、数値編集済データを作成するものとする。なお、数値編集時に疑問が生じた箇所については、現地補測を行い解決するものとする。

(4) 補測・編集

補測は、数値編集した図面に表現されている重要な事項の確認及び必要部分の補備測量を現地に於いて行い、編集済データに追加・修正等の編集処理を行うものとする。

(5) 図面作成

図面作成は、補測・編集済データを使用し、各種表現事項を図式規程に従って体裁を整え、農道台帳平面図（現況平面図）を作成するものとする。

第15条 測定基図（台帳平面図）の作成

測定基図（台帳平面図）の作成は次のとおりとする。

(1) 計測用基図作成

計測用基図作成は、前条（第13条）で作成した農道台帳平面図（現況平面図）を利用し、現地調査結果資料及びその他必要な資料をもとに下記事項について追記等を行うものとする。

記入事項

- ① 農道敷地の区域を示す境界線（但し、判明分とし概略可）
- ② 市町村名、大字、字の名称。
- ③ 全幅員又は車道幅員が0.5m以上変化する箇所毎に当該箇所の幅員
- ④ 路面の種類（アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装）
- ⑤ トンネル、橋などの名称
- ⑥ 自動車交通不能な区間がある場合は当該区間に不を記入する。
- ⑦ 農道敷地の所有者のうち管理上特に記載が必要な所有者
- ⑧ 農道の効用を兼ねる主要な他の工作物（用排水路の管理道路等）がある場合は当該工作物
- ⑨ 交差、接続又は重複する路線がある場合は、その道路（市町村道、農道等）及び路線名
- ⑩ 交差する鉄道又は、新設軌道がある場合はその名称を記入する。
- ⑪ 軌道、その他主要な占有物件がある場合は、当該占有物件を記入する。
- ⑫ 方位、座標その他必要な事項について記入する。
- ⑬ 農道台帳平面図の作成は、別途定める作成要領によるものとする。

(2) 台帳項目数値編集

台帳項目数値編集は、計測用基図作成で追記等行った内容について、追加・修正等の編集処理を行うものとする。

(3) 図面作成

図面作成は、台帳項目数値編集済データを使用し、各種表現事項を図式規程に従って体裁を整え、測定基図（台帳平面図）を作成するものとする。

第16条 調書の作成

農道台帳調書の作成は、所定の様式に基づいて作成するものとし、次の事項を留意する。

(1) 調書データ作成

調書データ作成は、調書記載に必要な各種データを系統的かつ正確的に把握するため、路線情報・区間情報・施設情報別に作成するものとする。

(2) 調書の作成

調書の作成は、前項で作成した調書データに基づいて、集計処理を行い、以下に挙げる種類の調書を作成するものとする。

- ① 農道延長（管理者別、幅員別等）
- ② 農道面積
- ③ 舗装区分（舗装区分、延長、面積、施行年度）
- ④ トンネル（延長、形式、幅員、面積、施行年度）
- ⑤ 橋梁（橋長、形式、幅員、面積、施行年度）
- ⑥ 鉄道等交差調書

第17条 農道路線網図の修正

農道路線網図に、更新路線の起終点記号・路線・路線番号、その他調査職員の指示する事項を追加・修正等行うものとする。

第18条 納入成果品

納入する成果品は次のとおりとする。

項 目	数 量
(1) 農道台帳平面図（電子図面）	1 式
(2) 農道台帳平面図（出力紙）	2 部
(3) 農道台帳調書（電子データ）	1 式
(4) 農道台帳調書（出力紙）	2 部
(5) 測定基図（電子図面）	1 式
(6) 測定基図（出力紙）	2 部

第4章 その他

第19条 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行

為」という。)を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

第20条 費用の負担

業務の執行等に伴う必要な費用は、原則として、受注者の負担とする。

第21条 個人情報の保護

受注者は、この契約による業務を履行するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第22条 適正な労働条件の確保

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

5) 本業務の設計は、農林水産省の設計業務委託等技術者単価に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及

び国民年金に加入するよう指導すること。

7) 1) から6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第23条 市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。)⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。